入院時生活療養

療養病床に入院する65歳以上の方は、介護保険との負担均衡を図るため、所得に応じて食費(食材料費＋調理コスト相当)と居住費(高熱水費相当)を標準負担額として負担して頂きます。

年齢により、判定方法及び金額が異なりますので、65歳以上70歳未満の方は(表１)70歳以上の方は(表2)をご覧ください。

(表1)65歳以上70歳未満の方の生活療養標準負担額(食費＋居住費)

区分	食事代(1食あたり)	居住費(1日あたり)
一般	550円	430円
低所得者	270円	430円※

(表2)70歳以上の方の生活療養標準負担額(食費＋居住費)

区分	食事代(1食あたり)	居住費(1日あたり)
現役並み所得所・一般	550円	430円※
低所得者Ⅱ	270円	430円※
低所得者Ⅰ	160円	430円※
低所得者Ⅰ　（老齢福祉年金受給権者）	130円	0円

※については患者の状態により金額が異なります。

令和8年6月1日改正